

【バス事業者】

事故発生時における緊急連絡体制のフロー

速報対象となる事故

下記の事故が発生した場合には速やかに報告して下さい。

1. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
2. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
3. 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
4. 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷・軽傷を問わない)を生じた事故
5. 転覆、転落又は火災が発生した事故
6. 飲酒又は酒気帯びによる運行
7. 自然災害に起因する可能性のある事故
8. その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

一般乗合・一般貸切・特定事業者又は自家用有償旅客運送者

速やかに
報告

【別添1】により報告

報告は管轄の運輸支局等へ！

連絡先TEL・FAX等は、

別紙 緊急連絡先 参照

報告事項

第1報は把握している範囲で速やかに！

- ①事業者名
- ②事業形態
- ③発生日時
- ④発生場所
- ⑤事故車の登録番号
- ⑥死者数、重傷者数及び重傷・軽傷を含めた負傷者数
- ⑦事故概要
- ⑧その他判明している事項
- ⑨緊急連絡担当者名及び連絡先

※第1報報告後に把握した情報も速やかに報告

運送事業者等から近畿運輸局関係者への重大な事件・事故に関する緊急連絡先

運送事業者

緊急連絡を要する重大な事件・事故が発生

緊急連絡先

	直通電話	緊急携帯電話	FAX番号
大阪運輸支局	072-822-4374	080-1511-8695	072-822-3450
京都運輸支局	075-681-9764	080-1511-8696	075-681-1850
兵庫陸運部	078-453-1103	090-1020-2228	078-431-8761
奈良運輸支局	0743-59-2153	080-1511-8697	0743-23-0020
滋賀運輸支局	077-585-7252	080-1511-8698	077-584-2079
和歌山運輸支局	073-422-2153	080-1511-8699	073-435-2099
近畿運輸局 保安・環境課	06-6949-6454	080-2413-8620	06-6949-6459

- ※ 原則として管轄する支局等に連絡して下さい。ただし、つながらない場合は、他の支局等、又は局に連絡して下さい。
- ※ 通常の開庁時間内【支局等：月曜～金曜の8:30～17:15、局：月曜～金曜の9:00～17:45】にあつては、直通電話へご連絡ください。
- ※ 開庁時間外【月曜～金曜の開庁時間内以外の時間帯、土・日及び祝祭日】にあつては、携帯電話へご連絡ください。ただし、この携帯電話は事故・事件等の緊急連絡専用のため、一般の問い合わせ、質問等には対応していません。

補足

- 本マニュアルにおける報告対象の事故が「自動車事故報告規則」(昭和26年12月20日運輸省令第104号・最終改正 平成21年11月20日国土交通省令第65号。以下「報告規則」といいます。)第4条(速報)に規定する事故である場合、本マニュアルによる報告をもって報告規則第4条に規定する速報に代えることができます。
- 自動車運送事業者は、その使用する事業用自動車(定義)が報告規則第2条(定義)で規定する次の各号に該当する事故があつた場合は、報告規則第3条(報告書の提出)の規定に基づき、事故発生日から30日以内に所定の「自動車事故報告書」(3通)により報告しなければなりません。

第2条(定義)抜粋

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 転覆・転落・火災・鉄道車両との事故 ② 10台以上が絡む事故 ③ 死者又は重傷者を生じた事故 ④ 10人以上の負傷者を生じた事故 ⑤ 危険物等の漏洩 ⑥ コンテナの脱落 ⑦ 不適切な運転操作等により乗客が負傷したもの ⑧ 酒気帯び・無免許・無資格・麻薬等での運転 | <ul style="list-style-type: none"> ⑨ 運転者の疾病により運行を中止したもの ⑩ 救護義務違反(ひき逃げ) ⑪ 自動車の装置の故障により運行を中止したもの ⑫ 車輪の脱落・被牽引自動車の分離 ⑬ 鉄道施設への事故 ⑭ 自動車専用道路等を3時間以上通行止め ⑮ 国土交通大臣が必要と認めたもの |
|--|---|

- 事件及び事件予告については、本マニュアルによる規定のみであつて、所定の様式等による報告はありません。